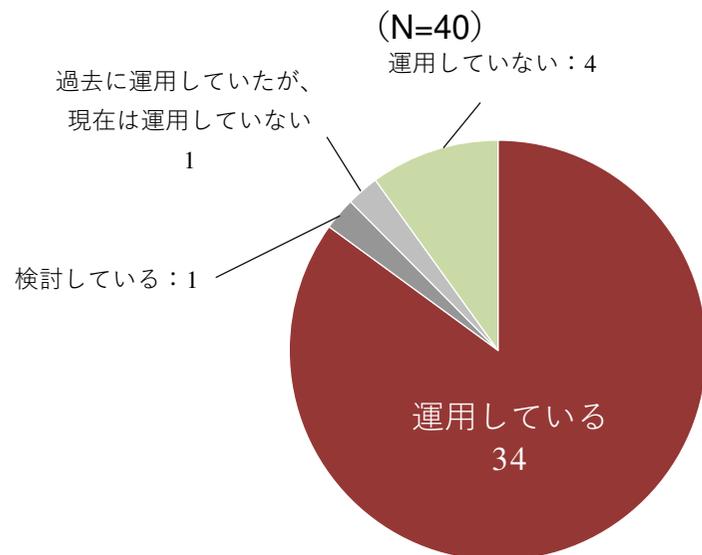


1. 都道府県におけるリサイクル製品認定制度の現状 (都道府県へのアンケート調査結果等)

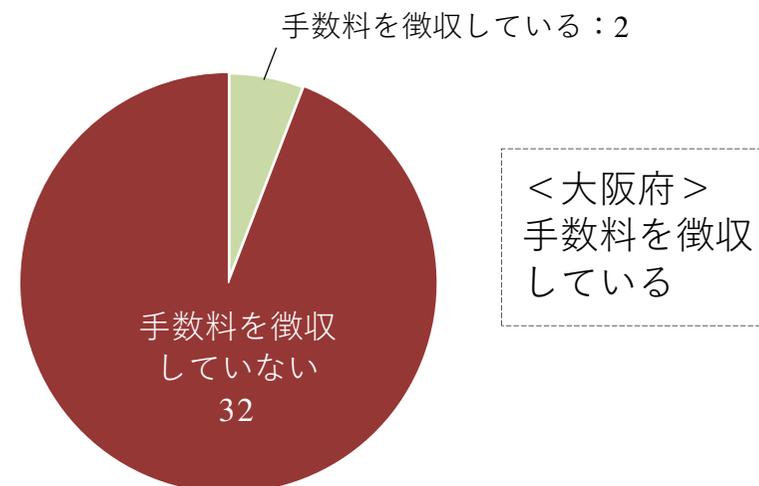
- 都道府県に対してリサイクル製品認定制度の実施状況に関するアンケートを実施
- 調査時期：令和6年2月
- アンケート内容
 - ・ 各都道府県における認定制度の運用状況
 - ・ 認定製品数・事業者数
 - ・ 認定制度のインセンティブ・課題 など
- 回答数：40/46 (87.0%)

他都道府県の認定制度

リサイクル製品認定制度の運用状況



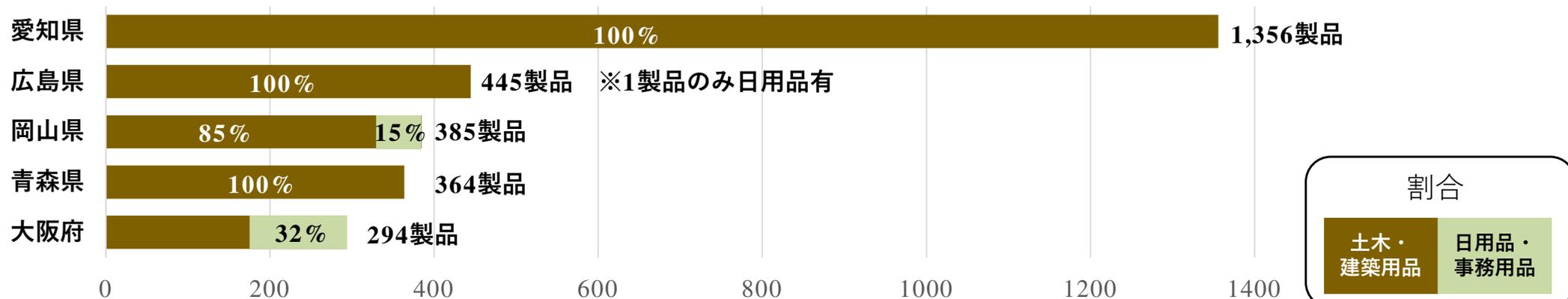
申請手数料の徴収有無 (N=34)



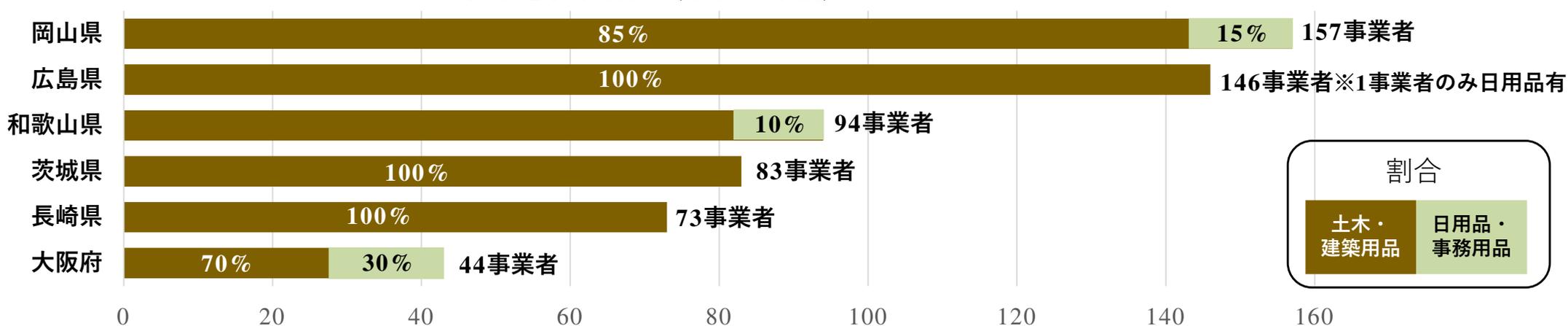
- 運用していないのは、7都府県（山梨、東京、千葉、新潟、群馬、京都、兵庫）
 - ⇒ 京都府では、今後運用に向けて検討中、山梨県では運用していたが、認定品の多くが建設資材等であり、当該再生材の利用率が高くなり、制度としての役割が果たされたと判断したため廃止
- 申請時に手数料を徴収しているのは、大阪府を含めて3府県のみ
 - ⇒ 茨城県（新規：20,130円、更新：14,300円）、沖縄県（新規：48,400円、更新：33,000円）
 - ※その他、工場調査手数料、試験手数料を徴収

他都道府県の認定制度

●認定製品数（令和4年度）



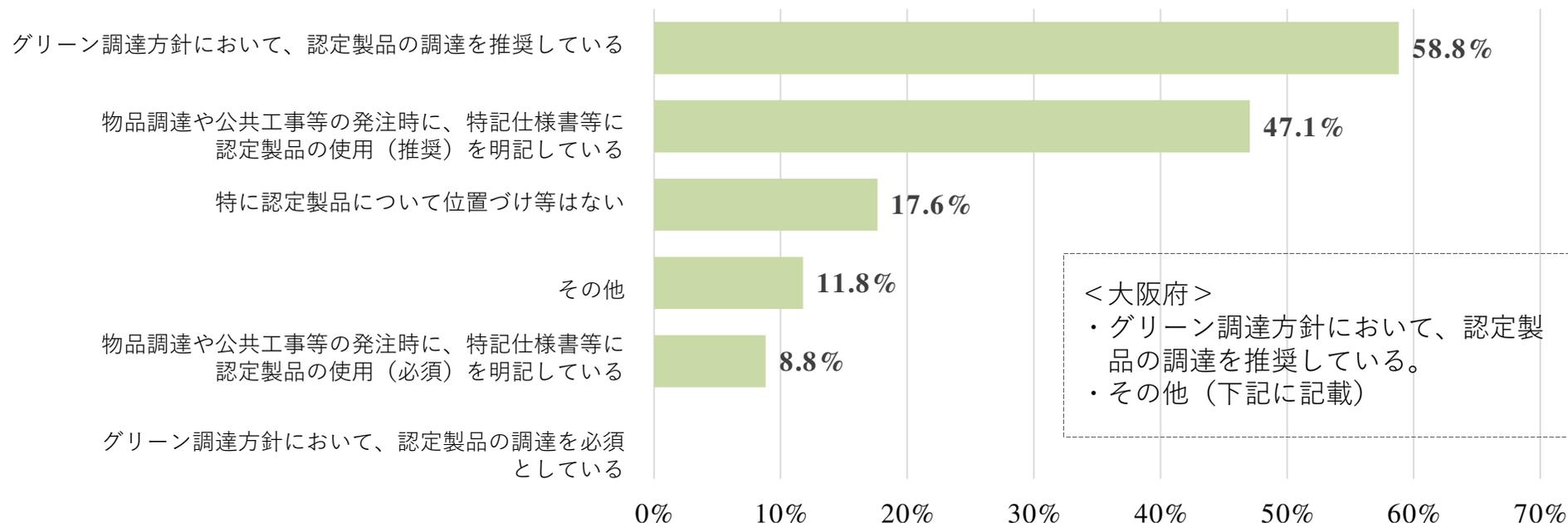
●認定事業者数（令和4年度）



- ・他県において、認定している製品はほとんど**土木・建築製品が占める**
- ・大阪府と同様に手数料を徴収している茨城県、沖縄県においても**認定製品は土木・建築製品のみ**
- ・土木・建築製品を対象とした事業者へのインセンティブを実施している県が多い
 - 公共工事において認定製品を使用した場合に成績評定点数の加点制度
 - 認定製品を使用若しくは調達して工事等を行う事業に対して補助金の交付
 - 認定申請に係る試験分析費について補助

他都道府県の認定制度

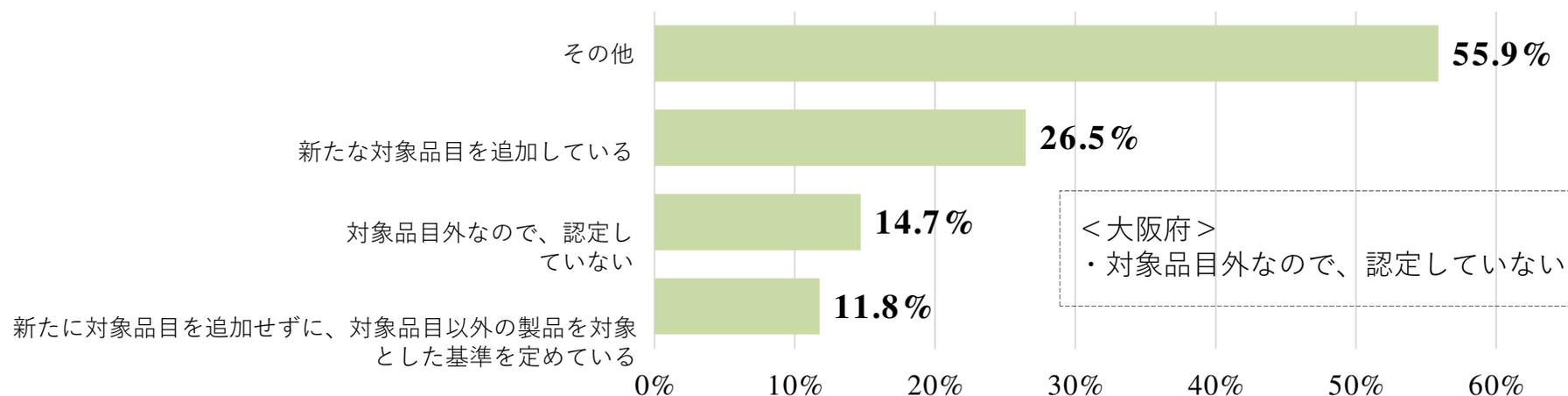
都道府県のグリーン調達方針における認定製品の位置づけ



- 鹿児島県では、「鹿児島県における再生資源活用工事実施要領（土木）の運用」において、同県土木部が発注する公共工事に適用されて再生切込砕石については、原則として認定を受けた製品を使用することとしている（令和3年4月1日以降）。
- 秋田県では、公共工事等においてフレッシュ類等のコンクリート製品は認定を必須としている。
- 和歌山県では、県営工事に関しては、認定リサイクル製品を使用した場合、工事成績評価に加点することを土木 工事共通仕様書に明記している。また、モデル工事において認定リサイクル製品を利用（平成18年度）。
- 福島県では、公共工事において認定製品を使用した場合に成績評定点数の加点制度を整備。
- 静岡県では、土木部局では認定製品のモデル事業を実施しており、優先利用に関する取組みを実施。
- 三重県では、リサイクル製品の開発に向けた支援を実施。
- 大阪府では、府有施設における清掃等委託業務の総合評価一般競争入札において、「再生品の使用」を評価項目としている。

他都道府県の認定制度

対象品目以外の品目での申請希望があった場合の対応



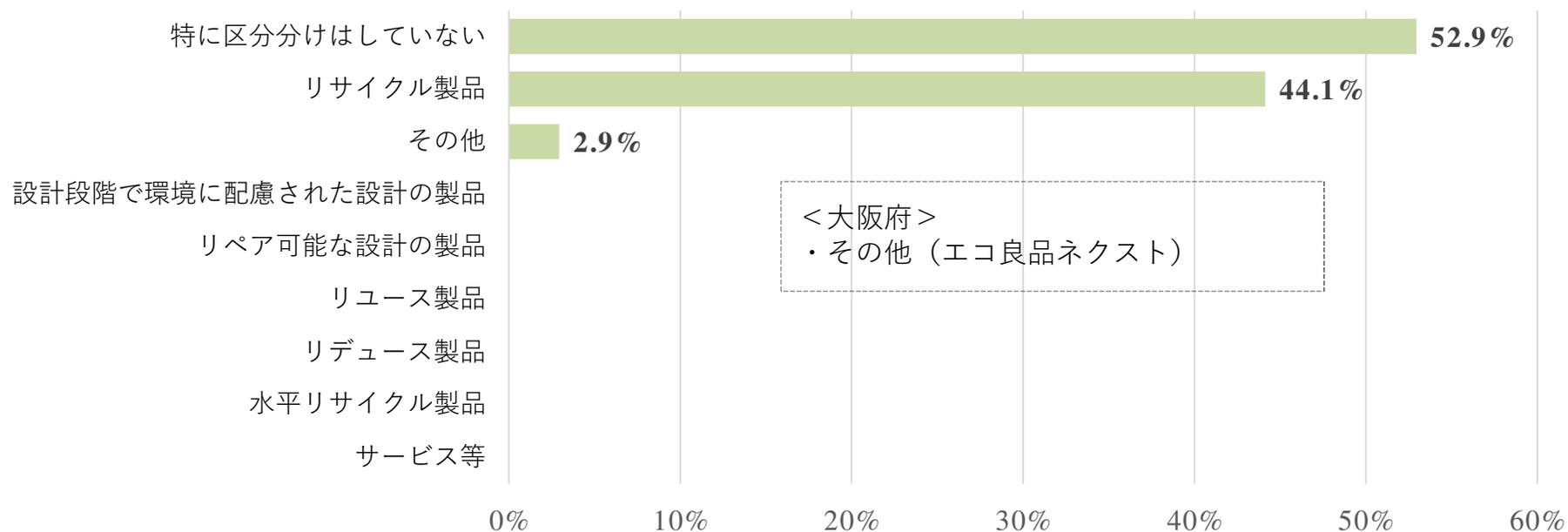
➤ 対象品目以外の品目での申請希望があった場合の対応

- 埼玉県や岐阜県、鹿児島県等は都度都度、審査部会等で審査の上、追加している。
- 鳥取県や和歌山県では独自基準を設定して運用。
- 栃木県ではその他品目としてエコマーク等の基準を参考にして運用。明確な基準が存在しない製品等については類似の製品の基準によるか、自社基準によることも認めている。
- 福井県では関係部署（農林、土木等）と協議して、新たに対象品目として追加できるか確認

※ 大阪府では、府はエコマークに基準がなければ受理していない。

他都道府県の認定制度

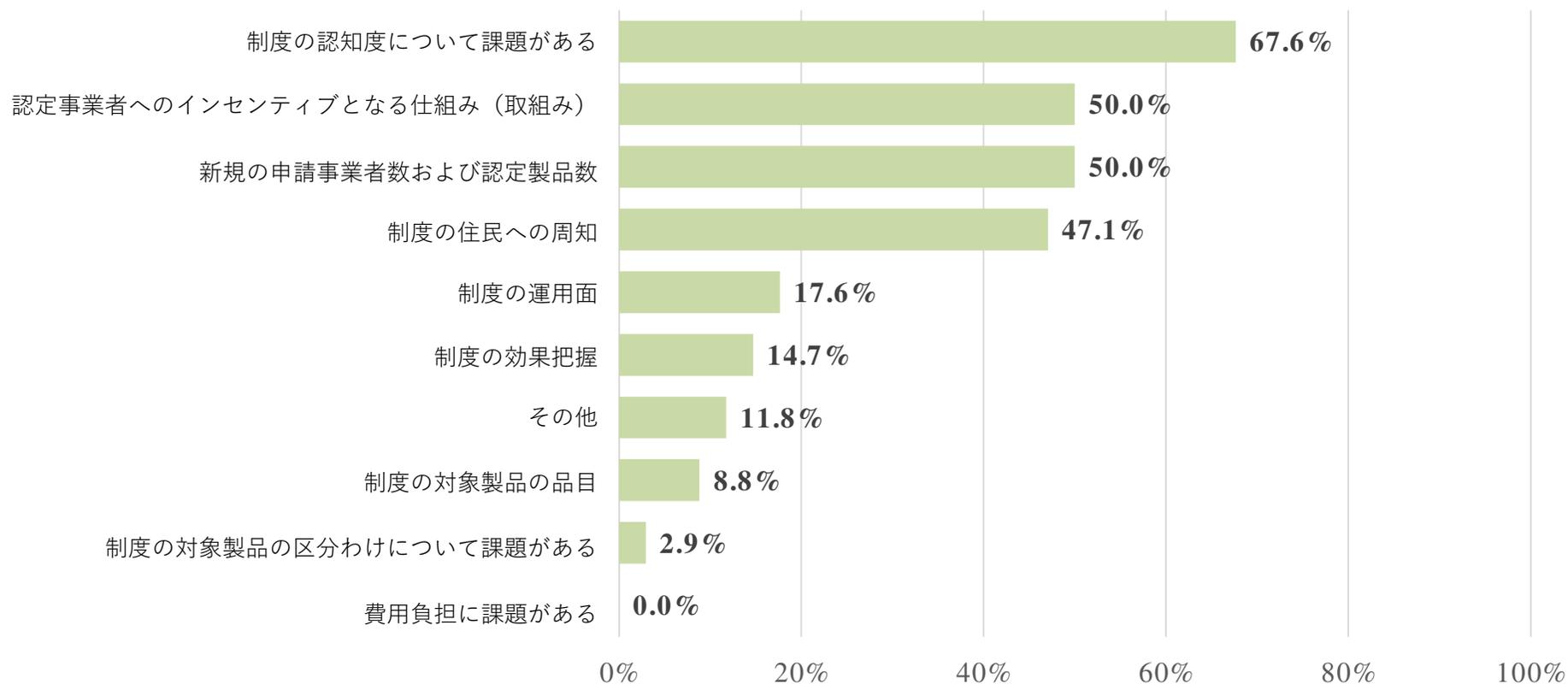
認定対象に区分分けについて



- 認定対象の区分分けについて、他都道府県において、環境配慮設計の製品、リユース製品、リデュース製品、サービス等は対象としていない。

他都道府県の認定制度

制度運用における課題



- 認定制度について、各都道府県においては、制度の認知度が低いことに課題を感じている都道府県が最も多く、次いで、認定事業者へのインセンティブとなる仕組みづくりや認定事業者や認定製品数の伸び悩みを課題と感じている都道府県が多い。
- 茨城県や熊本県では認定制度の見直しを検討中。

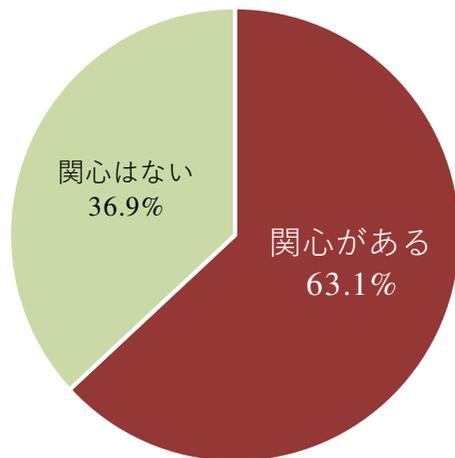
2. 府民向けアンケート調査結果

- インターネットを活用した大阪府のアンケート制度「おおさかQネット」による府民1,000人（18歳以上）へのアンケートを実施
- 調査時期：令和5年12月
- アンケート内容
 - ・ 環境に配慮された製品について
 - ・ 製品やサービスの購入時の意識について
 - ・ 3Rの取組みについて など
- 回答数：1,000人

○ 環境に配慮された製品への関心・購入意欲

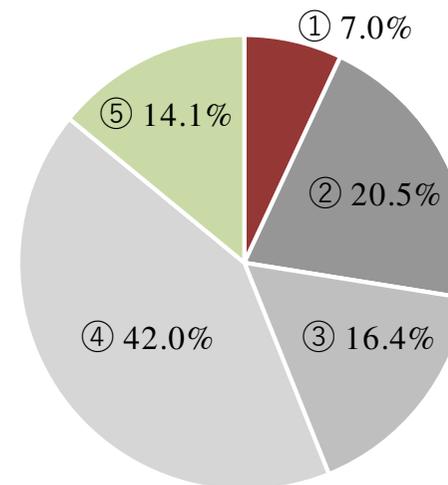
「環境に配慮された製品」への関心

（複数選択可・N=1,000）



どのような条件であれば、環境に配慮された製品を購入したいと思うか

（複数選択可・N=1,000）



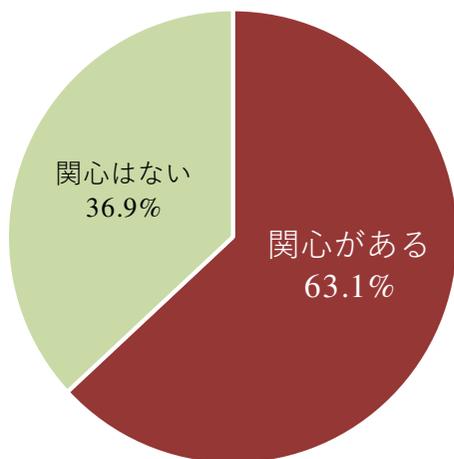
- ① 価格や品質にかかわらず、環境に配慮された製品を購入したい
- ② 従来品と比べて、品質が同等以上であれば、多少価格が高くても購入したい
- ③ 従来品と比べて、価格が同額以下であれば、多少品質が低くても購入したい
- ④ 従来品と比べて、価格も品質も同等であれば購入したい
- ⑤ 環境に配慮された製品を購入したいとは思わない

- 府民の「環境に配慮された製品」への関心は高い
- 「従来品と比べて、価格も品質も同等であれば購入したい」の回答が最も多く、続いて「従来品と比べて、品質が同等以上であれば、多少価格が高くても購入したい」の回答が多い。

○ 環境に配慮された製品への関心

「環境に配慮された製品」への関心

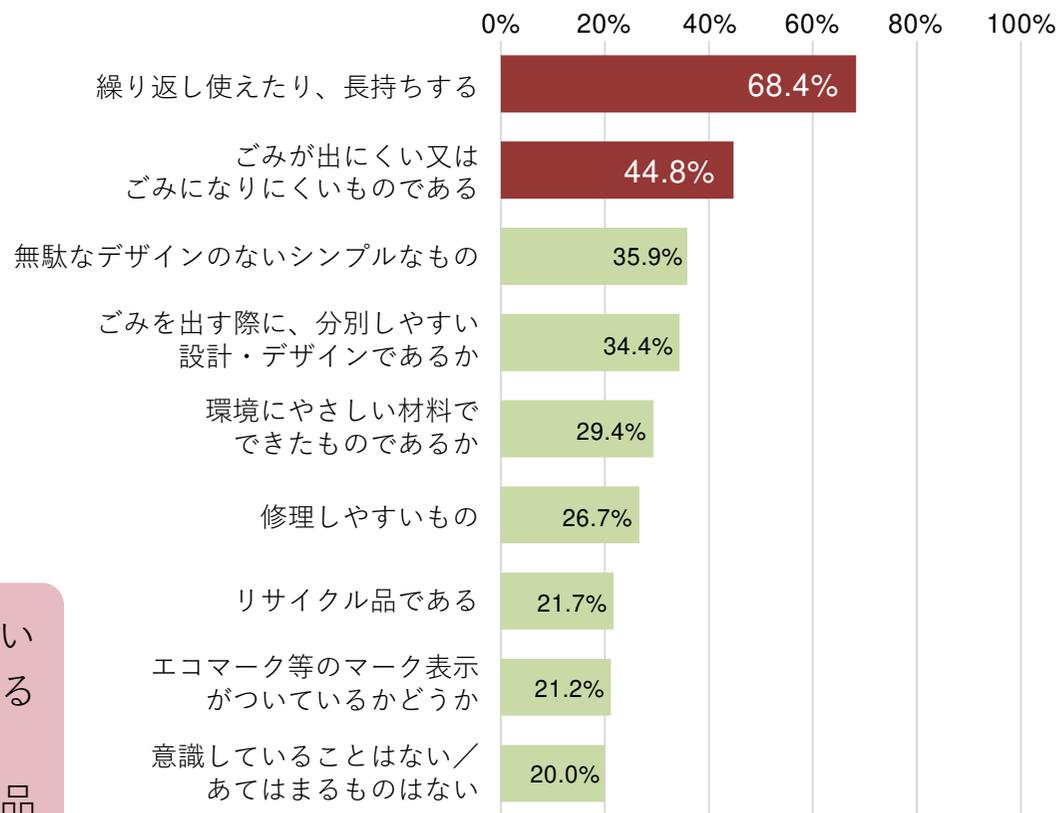
（複数選択可・N=1,000）



- 府民の「環境に配慮された製品」への関心は高い
- 製品等の購入時には、排出抑制につながる「リユース」や「リデュース」への意識が高い
- 府認定制度については、現状、リサイクル製品（一部製品を除く）しか認定対象になっていない

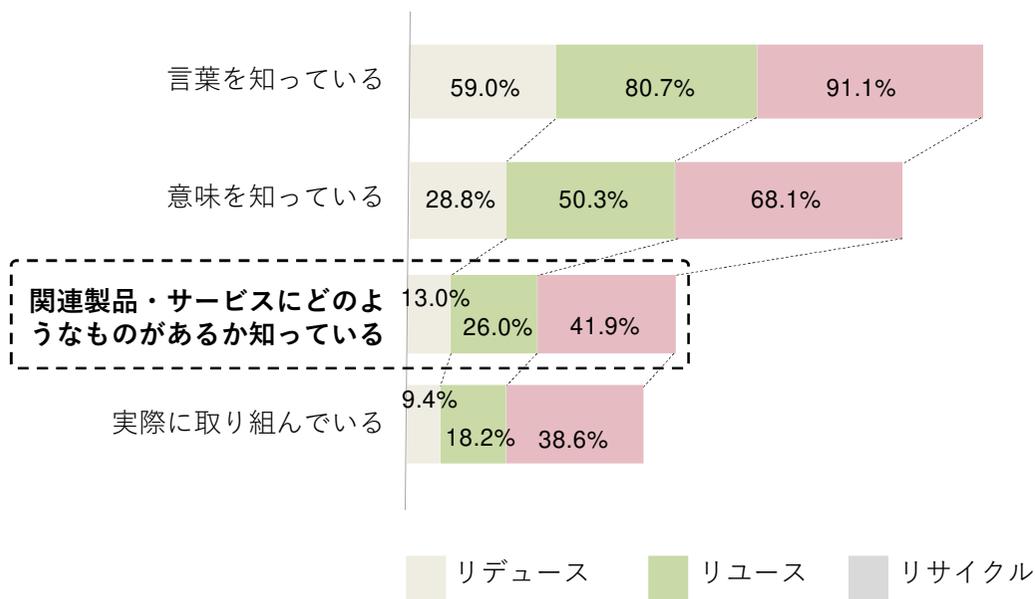
製品やサービスの購入時に、意識していること

（複数選択可）（N=1,000）



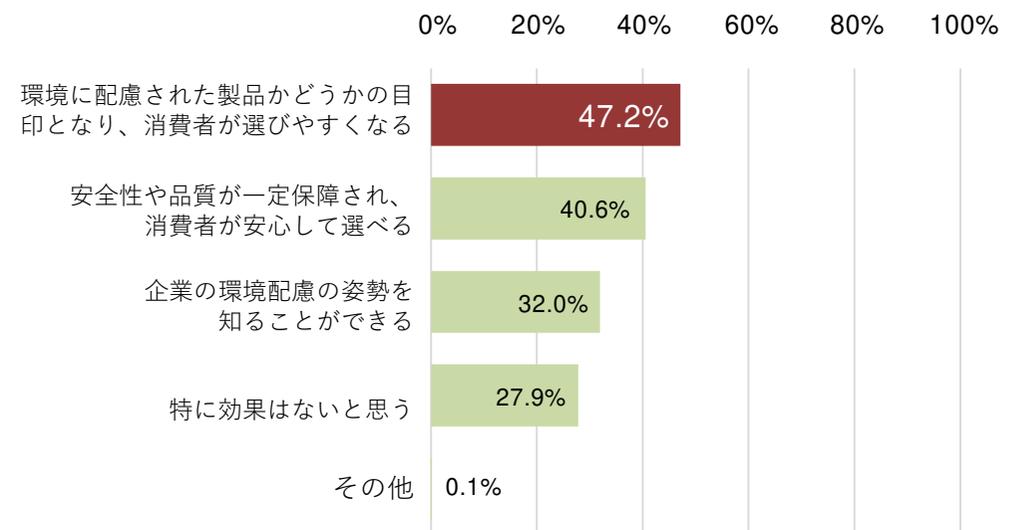
○ 3Rの認知度・環境ラベルによる見える化

3Rの認知度について（複数選択可・N=1,000）



エコマークや大阪府リサイクル認定製品のマークを付けることに、どのような効果があると思うか

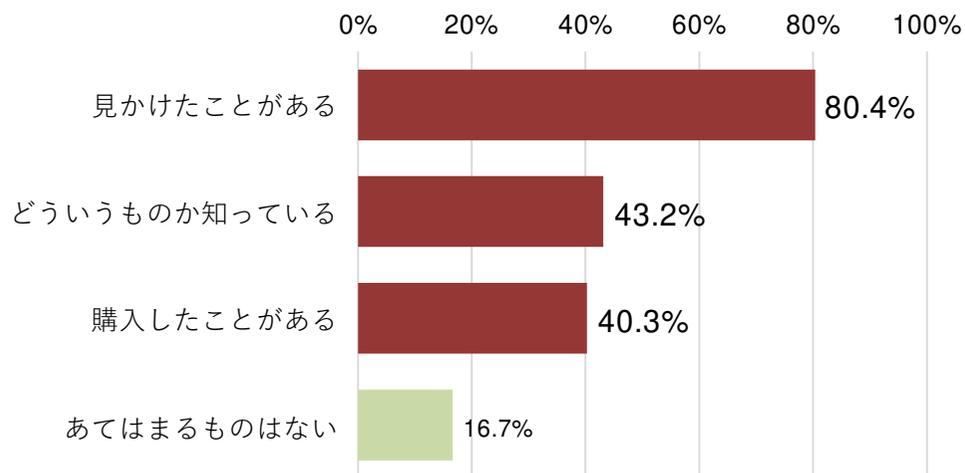
（複数選択可・N=1,000）



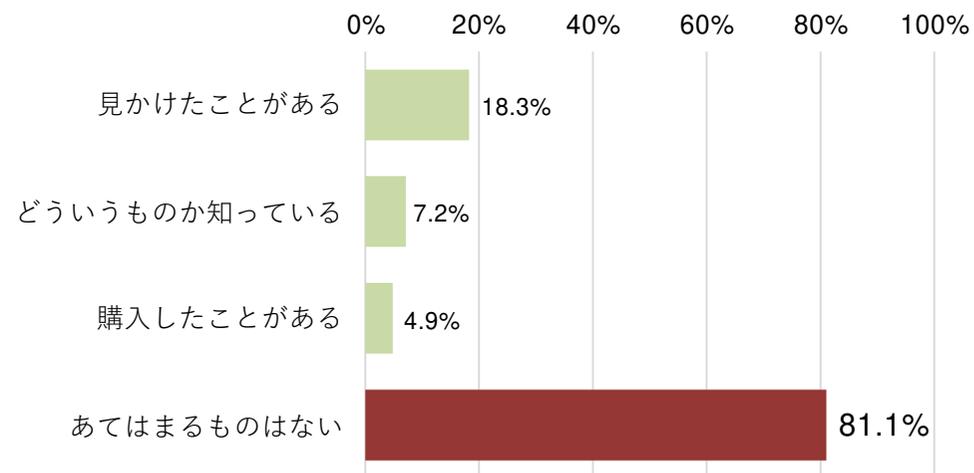
- リデュース、リユースについては「言葉・意味」は知っているが、「関連製品・サービスにどのようなものがあるか」を知っている人の割合は低い（見分けがついてない）
- 環境ラベルの効果については、環境に配慮された製品の目印となり（該当製品の見える化）、消費者が選びやすくなるとの回答率が高くなっている
- リデュース及びリユースについては、実際に取り組んでいる人の割合も低く、さらなる普及啓発が必要

○環境ラベルに対する府民の認知度

エコマークの認知度（複数選択可・N=1,000）



大阪府認定リサイクル製品の認知度（複数選択可・N=1,000）



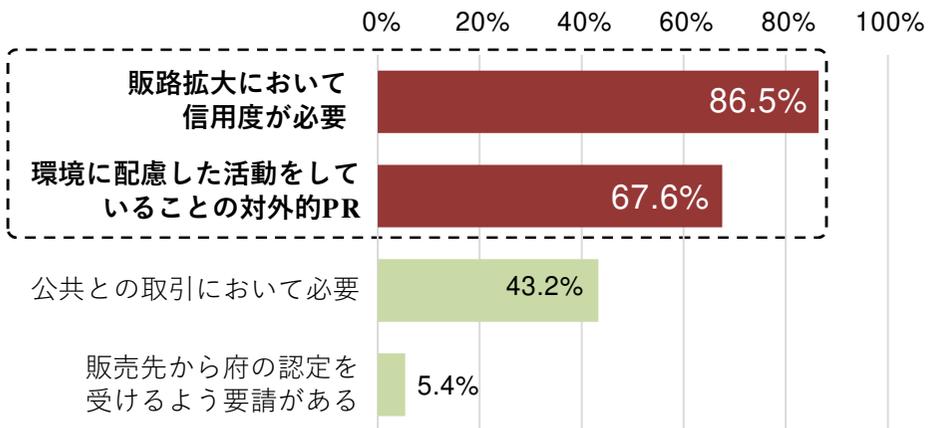
➤ 大阪府認定リサイクル製品の認知度は低く、制度の目的である循環資源の循環的な利用の促進のためには、府民における認定製品の認知度向上が必要

3. 大阪府リサイクル製品認定事業者向け アンケート調査結果

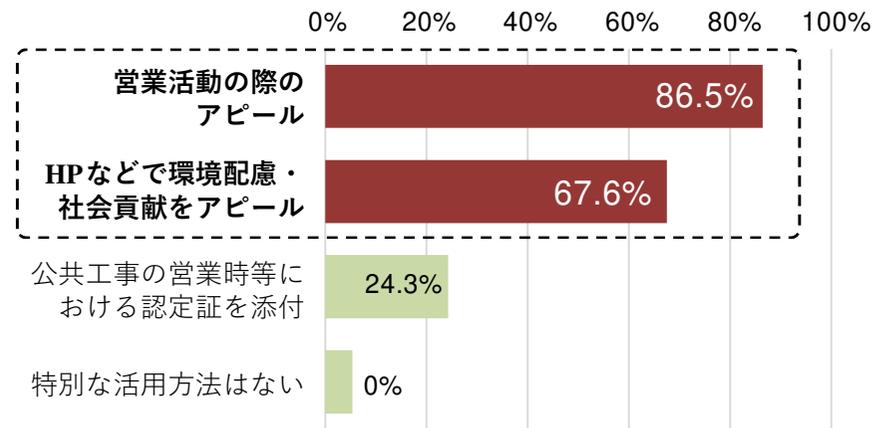
- 大阪府リサイクル製品認定制度により認定を受けている事業者（44事業者）へのアンケートを実施実施
- 調査時期：令和6年6月
- アンケート内容
 - ・ 認定の活用状況
 - ・ 環境に配慮された製品に関する取組状況
 - ・ 認定制度への意見 など
- 回答数：37／44（84.1％）

事業者への意識調査 ※認定事業者へのアンケート結果（2024.6実施）

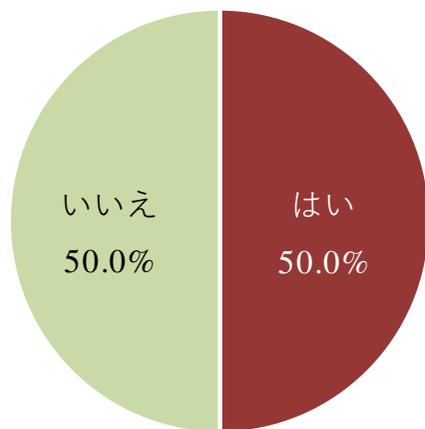
○ 申請若しくは継続申請した理由（複数選択可・N=37）



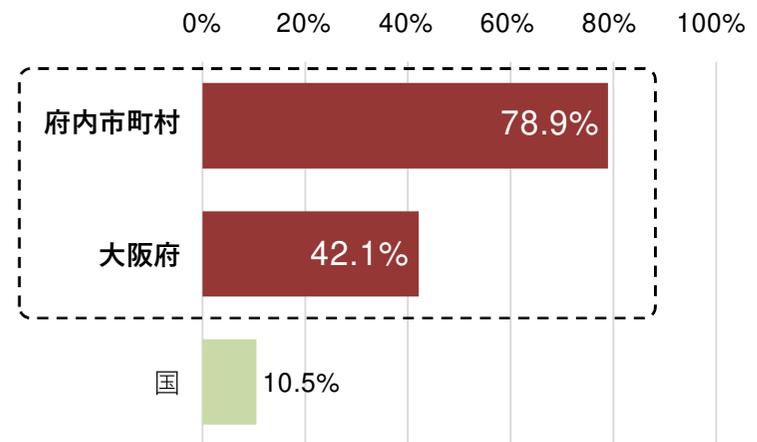
○ 認定の活用状況（複数選択可・N=37）



○ 公共工事・公共施設への販売実績（N=38）1事業者が2回答



○ 公共工事等に関する販売先（複数選択可・N=19）



事業者への意識調査 ※認定事業者へのアンケート結果（2024.6実施）

○ 認定を受けて良かったこと（自由記述）

（信用・PR効果について）

- カタログやHPへの記載により、得意先から製品への信頼度が上がるとともに、SDGsへの取り組みとしてのアピールできた。
- 得意先へのPR活動ができて、他社材料との差別化ができています。
- 営業時に大阪府の認定を受けていると説明すると信用度が上がり、商談が進みやすくなった。
- 大阪府で検討されるイベントなどに引き合いをいただく機会をいただけたことが良かった。
- 売り込み時の話のきっかけやネタになった。
- 会社のSDGs活動への具体的活動内容の一つに加わり、販売先へ当社SDGs活動PRをさらに強化できた。

（受注への影響について）

- 大阪府リサイクル製品認定制度で認定を受けていることが条件の一つであることの案件が徐々に増えてきており、製品のPRにも繋げることができた。
- 大阪府内の公共事業に対する営業活動に活用。

○ 認定制度への意見等（自由記述）

（率先購入について）

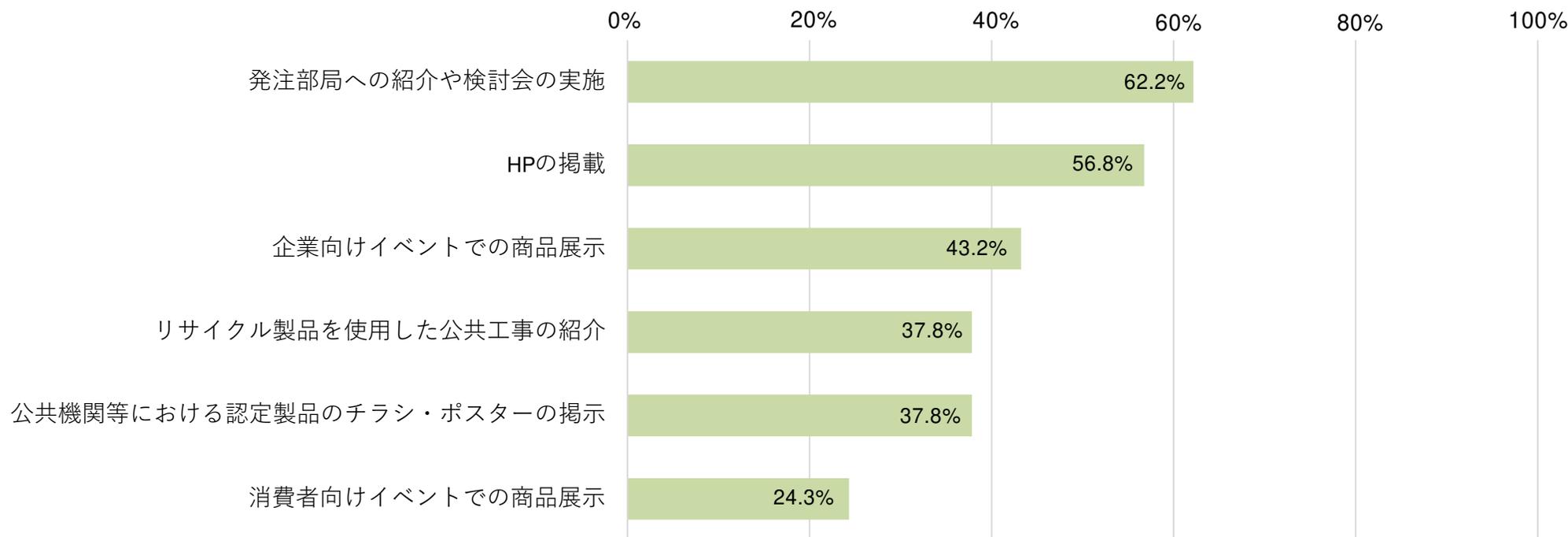
- 大阪府での使用に優先的に割り当ててほしい（例えば10%）。
- 大阪府内の発注工事発注部局への紹介や使用に向けての働きかけを積極的にしてほしい。
- リサイクル認定されている製品を大阪府の公共事業設計書に取り入れてほしい。
- リサイクル製品をもっと活用出来る様、公共事業に取り入れてほしい

（その他）

- 実際に利用される部署の仕様や規格に合わせた用途別の認定もしてほしい。

事業者への意識調査 ※認定事業者へのアンケート結果（2024.6実施）

○ 大阪府のPR方法のうち、特に希望するものについて教えてください。（複数選択可・N=37）

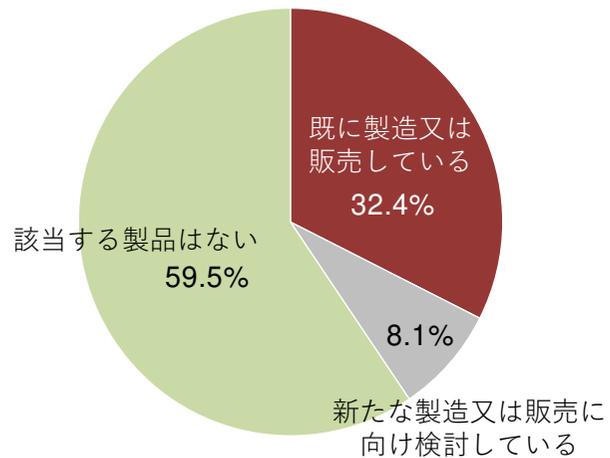


○ 認定制度への意見等（自由記述）

（PRについて）

- 大阪府庁舎で各土木事業担当者様に向けての庁舎内で展示会などでPRしてほしい。
- 認定製品（プロダクト）を集めて販売会やイベント企画また、環境に特化したイベントへの共同出展等をしてほしい
- 引き続きPRをお願いしたい。

○ 貴社製品において、水平リサイクルすることを目的とした製品はありますか（複数選択可・N=37）



○ 今後「大阪府リサイクル認定制度」の見直し検討を予定しております、対象や仕組みについてご意見・ご提案がありましたら回答ください

（複数選択可・N=34）

